

山口県における

環境影響評価制度の事例

山口県 環境生活部

環境政策課 環境アセスメント班

谷藤 達哉

山口県の概要

山口県PR本部長

『ちよるる』



ゆるキャラグランプリ 2012
第2位!



県庁所在地：山口市

人口：1,404,729人

(H27.10現在)

(27位)

面積：6,112.30km²

(23位)

山口県のシンボル①

県の花：夏みかんの花

山口県長門市が原産地。

5月になると白い花が咲き、香水を
まいたような甘酸っぱい香りが漂う。



夏みかん色の
ガードレール



県の木：アカマツ

山口県内に広く分布。

どんなやせ地でも育ち、干ばつにも強い。



山口県のシンボル②

県の鳥：ナベヅル

山口県周南市八代は本州で唯一のナベヅル飛来地。



県の魚：ふく

「はえ縄漁法の考案」や「食用禁止の解除」は山口県が日本初。

山口県下関市では「ふぐ」ではなく、「ふく（福）」と呼ぶ。



山口県の観光・名所

角島大橋(下関市)



瑠璃光寺五重塔(山口市)



秋吉台(美祿市)



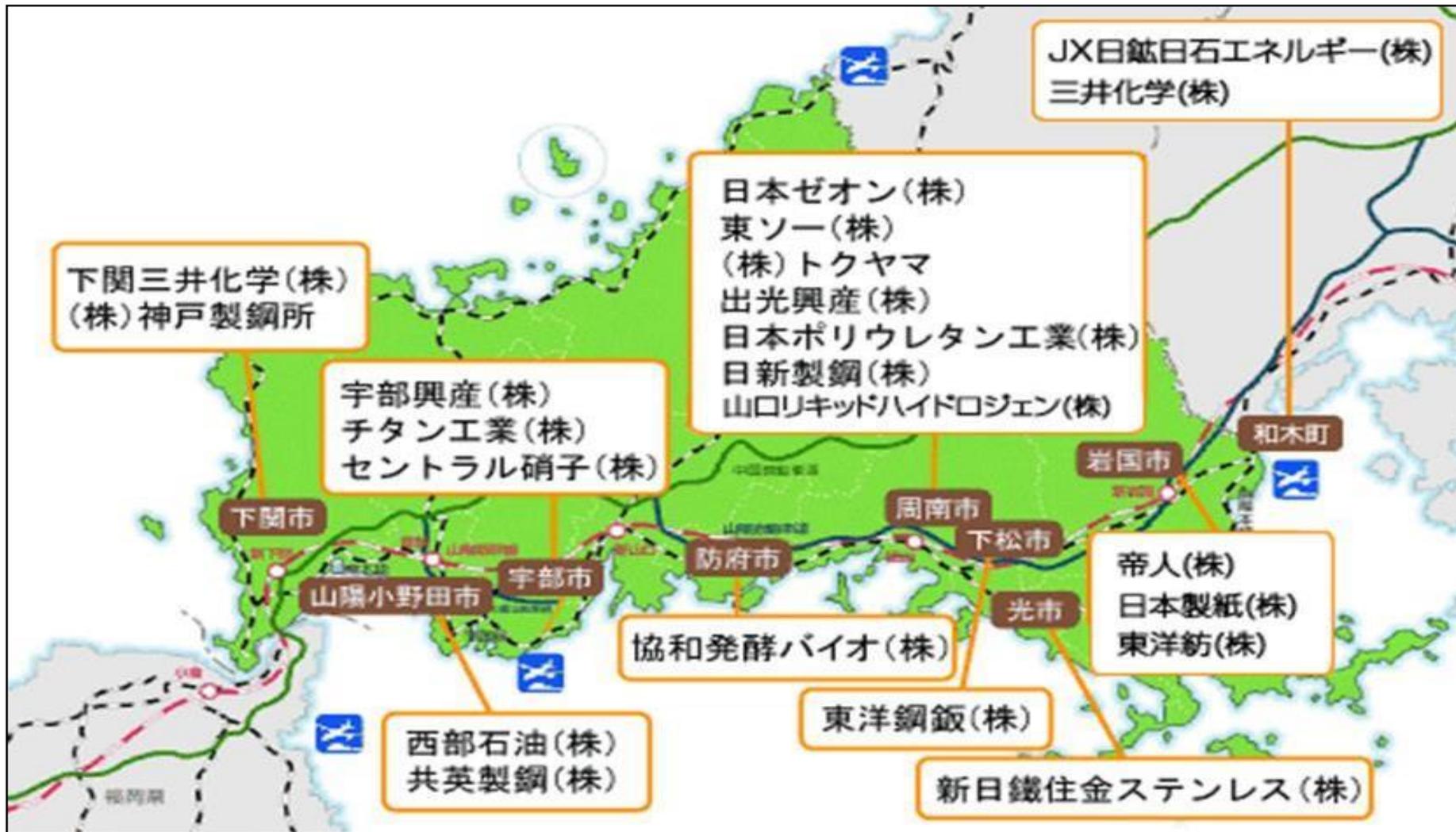
錦帯橋(岩国市)



山口県の特徴①



山口県の特徴②



〔西部〕 石灰石(美祢市産出)を
原材料とするセメント製造工場

〔東部〕 石油精製コンビナートと
化学製品を生産する工場

本日の流れ

1. 山口県における環境アセスメント制度

(1) 手続き・審査の流れ

(2) 環境事前チェック制度

2. 山口県におけるアセス審査事例

(1) 風力発電（安岡沖洋上風力）

(2) 火力発電（西沖の山火力）



1. 山口県における環境アセスメント制度

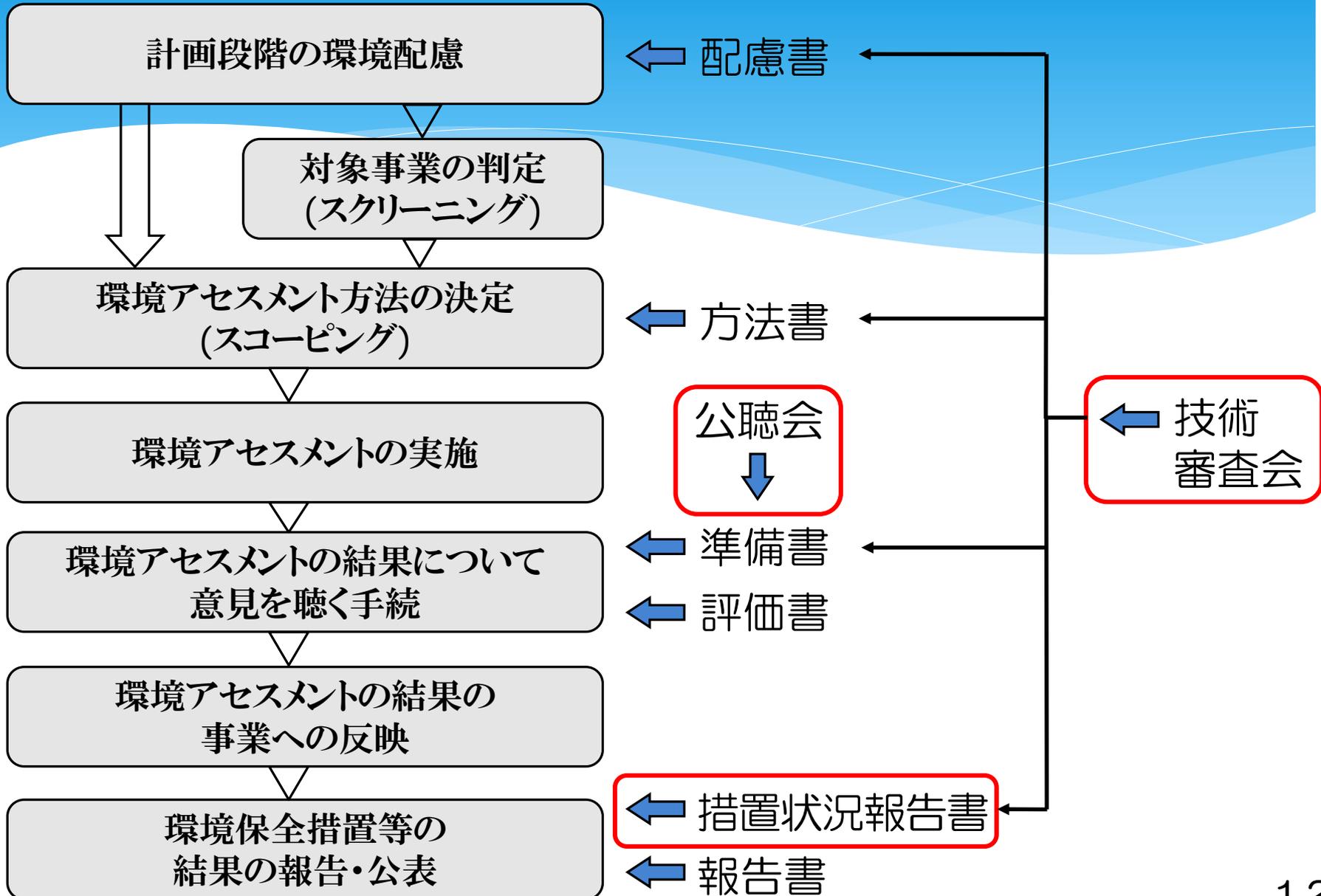
(1) 手続き・審査の流れ

環境影響評価制度に係る経緯

1969年 (昭和44年)	アメリカ「国家環境政策法(NEPA)」制定	世界初の環境アセスメント制度
1972年 (昭和47年)	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	公共事業についてアセスメント制度導入
1984年 (昭和59年)	「環境影響評価の実施について」閣議決定 (閣議アセス:国要綱)	行政指導による制度化
1990年 (平成2年)	「山口県環境影響評価指導要綱」施行(県要綱)	
1993年 (平成5年)	「環境基本法」の制定	環境アセスメントを法的に位置づけ
1995年 (平成7年)	「山口県環境基本条例」制定	
1997年 (平成9年)	「環境影響評価法」制定	環境アセスメントの法制化
1998年 (平成10年)	「山口県環境影響評価条例」制定	
1999年 (平成11年)	「環境影響評価法」、「山口県環境影響評価条例」施行	
2013年 (平成25年)	改正「環境影響評価法」施行 「山口県環境影響評価条例」改正・施行	配慮書手続等の新設

環境アセスメント手続きの流れ

 : 条例独自の手續



山口県条例独自の手続 (法手続にも適用)

① 技術審査会の拡充、関与の機会の拡大

環境アセスメントの内容の審査にあたって、学識経験者により構成する「山口県環境影響評価技術審査会」の意見を聴取

※ 環境アセスメントの内容

→ 配慮書、方法書、準備書、措置状況報告書

② 公聴会制度の導入

準備書において、環境の保全に関する意見のある人は、公聴会で意見を述べる事が可能

山口県条例独自の手続 (法手続にも適用)

③ 事業着手後の手続きの導入

1. 事業着手後に「**着手届**」、事業完了後に「**完了届**」の提出義務化
2. 完了届提出後、評価書に記載された環境の保全のために講じた措置 (事後調査結果によるものを含む)を「**措置状況報告書**」にまとめ、**公告・縦覧**
3. 措置状況報告書を**県・市**に提出
4. 必要に応じて**立入検査等**を実施
5. 措置状況報告書に対し、**技術審査会の意見を求める**ことが可能
6. 環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、**県は事業者に対し、講ずるよう求める**ことが可能

法に基づく報告書は、
県・市の関与なし

山口県環境影響条例の対象事業①

① アセス法と同じ事業種

(発電所、面整備事業、水面の埋立て 等)

【規模要件】

半分

条例第1種事業 = 法第1種事業と同じ

条例第2種事業 = 基本的には、
法第1種事業の**50%**

※ 例外あり

〔 工業団地の造成(20ha以上) = 第1種の**20%**
水面の埋立て(15ha以上) = " **30%** 〕

県条例の対象事業 ~法と同じ事業種~

		第一種事業	第二種事業
道路	高速自動車国道	すべて	—
	一般国道・縣市町道等	4車線以上・10km以上	4車線以上・5~10km
	林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10~20km
河川	ダム	貯水面積100ha以上	50~100ha
	放水路	土地改変面積100ha以上	50~100ha
鉄道	新幹線鉄道	すべて	—
	鉄道	長さ10km以上	5~10km
飛行場		滑走路長2,500m以上	2,500m未満
発電所	水力発電所	出力3万kW以上	1.5万~3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	7.5万~15万kW
	原子力発電所	すべて	—
	風力発電所	出力1万kW以上	0.5万~1万kW
廃棄物最終処分場		面積30ha以上	15~30ha
埋立て、干拓		面積50ha超	15~50ha
面開発事業※		面積100ha以上	50~100ha (工業団地は20~100ha)

※住宅団地・流通業務団地・工業団地の造成事業、土地区画整理事業

港湾計画	埋立・掘込み面積の合計150ha以上	16
------	--------------------	----

「風力発電所」のアセス対象事業化

＜環境影響評価法＞

○ 平成23年11月 対象事業に追加(政令改正)

⇒ 平成24年10月 施行

【規模要件】 第一種事業(1万kW以上)

第二種事業(7,500kW以上 1万kW未満)

＜山口県環境影響評価条例＞

○ 平成25年3月 対象事業に追加(施行規則改正)

⇒ 平成25年 4月 施行

【規模要件】 第一種事業(1万kW以上)

第二種事業(5,000kW以上 1万kW未満)

山口県環境影響条例の対象事業②

② 県条例独自の事業種

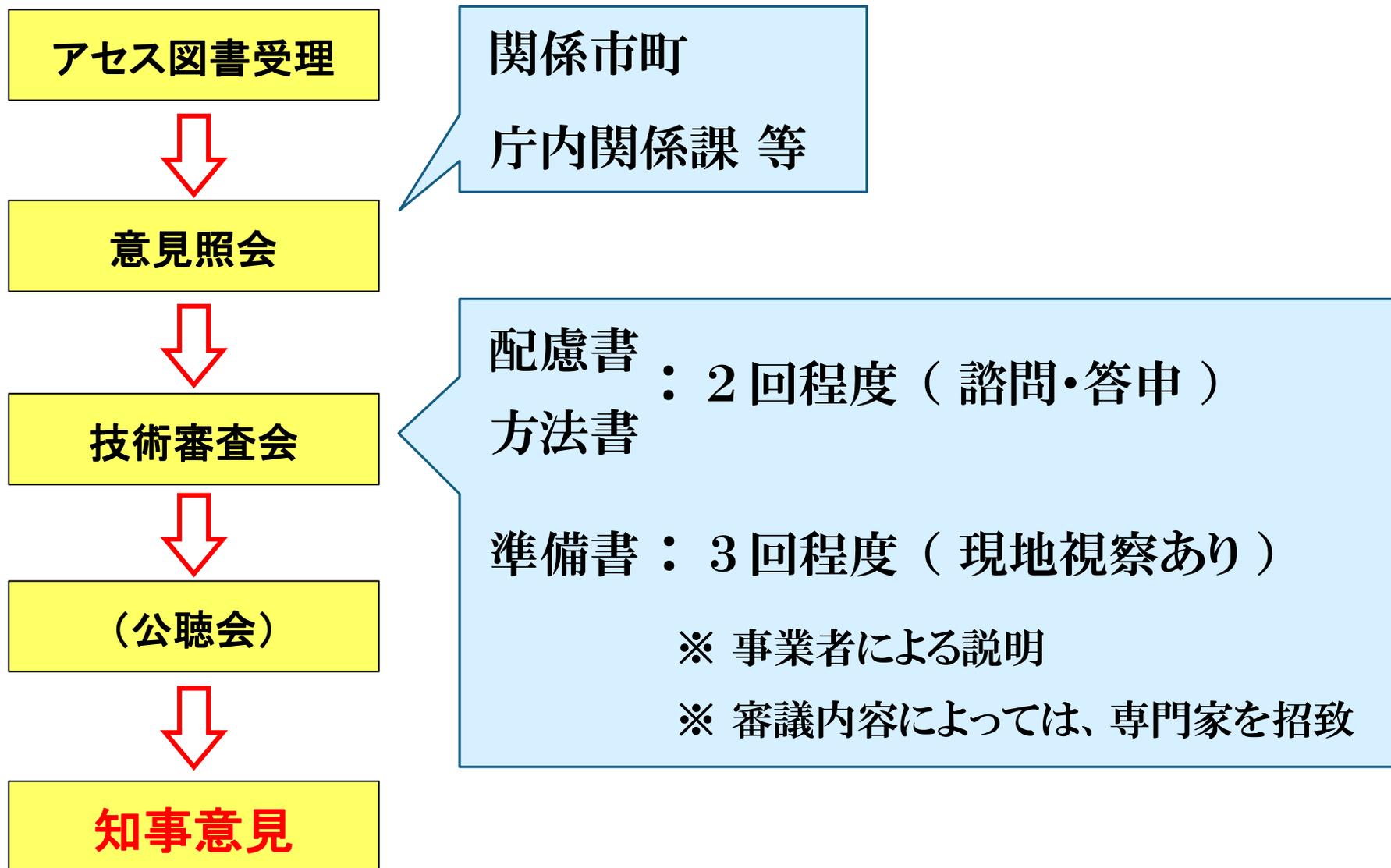
- 道路（県市町道）
- 工場又は事業場
- 下水道終末処理場
- ごみ焼却施設 / 産廃焼却施設
- し尿処理施設
- スポーツ又はレクリエーション施設
- 鉱物又は岩石の採取
- 複合開発整備事業

※ 規模要件
→ 各事業種で設定

県条例の対象事業 ~ 条例独自の事業種 ~

		第一種事業	第二種事業
工場・事業場		燃料使用量 15kL/時以上 又は 排出水量 1万m ³ /日以上	—
下水道終末処理場		敷地面積 10ha以上	—
廃棄物 処理施設	ごみ焼却施設 又は 産業廃棄物焼却施設	処理能力 200t/日以上	—
	し尿処理施設	処理能力 200kL/日以上	—
スポーツ・ レクリエーショ ン施設	ゴルフ場等	面積 100ha以上	50～100ha
	スポーツ施設用地		
鉱物又は岩石の採取			
複合開発事業		住宅団地、流通業務団地、スポーツ・ レクリエーション施設、工業団地のうち 2以上を併せ実施する事業 (合計面積100ha以上)	次の算式により算定した数 値が1以上 $\frac{\text{住、流、スの合計面積}}{50} + \frac{\text{工の面積}}{20}$

知事意見までの審査の流れ（概要）



山口県における環境影響評価法・条例の手続き案件

環境影響評価法

山口県環境影響評価条例

〔風力〕

(仮称)三ツヶ峰ウインドシステム

〔ダム〕

木屋川水系
木屋川ダム再開発事業

〔火力〕

岩国バイオマス発電所建設計画



〔風力〕

(仮称)安岡沖洋上風力発電事業

〔火力〕

西沖の山発電所(仮称)新設計画



1. 山口県における環境アセスメント制度

(2) 環境事前チェック制度

環境事前チェック制度(山口県)

◎ 趣旨 アセス制度の対象とならない**小規模な県の公共事業**について、事業部局が**計画立案段階から環境事前チェック**を行う。

◎ 経過 平成6年4月から試行
平成13年4月から本格施行

◎ 実施件数 約2,000件/年
(直近3年)

◎ 環境配慮事項

大気環境の保全

騒音・振動の防止

水環境の確保

水循環の確保

自然環境の保全

景観への配慮

廃棄物の減量化・リサイクル

エネルギーの低消費・効率化 など

環境事前チェック制度 ～実績報告例～

項目	段階	具体的な環境配慮事項
大気環境の保全	計画	排出ガス対策型建設機械の採用 粉塵の飛散防止対策(散水等)
	設計	排出ガス対策型建設機械の採用 粉塵の飛散防止対策(散水等)
騒音振動の防止	計画	低騒音・低振動型建設機械の採用 排水性舗装(低騒音舗装)の採用
	設計	低騒音・低振動型建設機械の採用 騒音・振動調査の実施 排水性舗装(低騒音舗装)の採用
水環境の保全	計画	工事中の濁水対策(汚濁防止膜設置、仮締切、水質調査、沈砂池)
	設計	工事中の濁水対策(仮締切、沈砂地) アスファルト切断時の使用水リサイクル
水循環の確保	計画	環境保全型ブロックの採用
	設計	環境保全型ブロックの採用
自然環境保全	計画	多自然型工法の採用 法面緑化工による自然植生復元 自然石の活用
	設計	多自然型工法の採用 法面緑化工による自然植生復元
景観への配慮	計画	景観に配慮した施設設計
	設計	景観に配慮した施設設計
廃棄物の減量化・リサイクル	計画	建設残土の有効利用、建設廃棄物(Co、As)のリサイクル 建設発生木材のリサイクル グリーン購入材の使用
	設計	建設残土の有効利用、建設廃棄物(Co、As)のリサイクル 建設発生木材のリサイクル グリーン購入材の使用
エネルギーの低消費・効率化	計画	冷暖房負荷の抑制、機器の省電力化、建築物の断熱化
	設計	節水機器の採用
その他	計画	漁協との調整(工事施工時期等) 埋蔵文化財事前調査
	設計	漁協との調整(工事施工時期等) 埋蔵文化財事前調査及び工事施工時期の調整

環境事前チェック制度(山口県)

～ 環境配慮事例の紹介～



埋立の土砂粉塵飛散防止対策（散水）



低振動杭打ち機種選定

県道 山口阿知須宇部線(平成大橋)



架橋位置が「カブトガニ」の繁殖地



⇒ 河川内に橋脚を設置せず、1スパンで渡河



小動物が這い上がれるように
スロープ付きの側溝を設置

県道 角島神田線(角島大橋)



北長門国定公園内

⇒ スマートな設計で景観に調和

ため池整備工事



仮貯水池に水生生物を避難
既設水路から仮配管で新鮮な水を常時供給

防じんネット

タイヤ洗浄施設

塩カル散布・散水

公有水面埋立て工事の際の
隣接市場への防じん対策



鮎の稚魚の放流時期の施工

⇒ 沈砂池・汚濁防止膜の設置
による濁水の拡散防止

環境事前チェック制度(山口県)

山口県環境配慮事例集

(増補版)



平成26年12月

山口県環境生活部環境政策課

環境配慮事例集(H26.12最終更新)

→ 山口県環境政策課HPで公開中

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/assessment/kannkyoueikyou.html>

- I 環境配慮事例集について
- II 環境配慮の手順
- III 環境配慮の基本的考え方と基本的方策
 - 1 健全な環境の保全と創造
 - (1) 優れた自然環境への配慮
 - (2) 野生動植物への配慮
 - 2 快適な環境の保全と創造
 - (1) 身近な自然への配慮
 - (2) 良好な景観形成への配慮
 - 3 健康で安全な環境保全と創造
 - (1) 国土保全への配慮
 - (2) 環境汚染防止への配慮
- IV 環境配慮の事業区分別事例
 - 道路における事例
 - 河川・水路等における事例
 - ダム・堰堤における事例 等
- V 資料編
 - 土地利用規制関係諸法令等一覧表

2. 山口県における審査事例

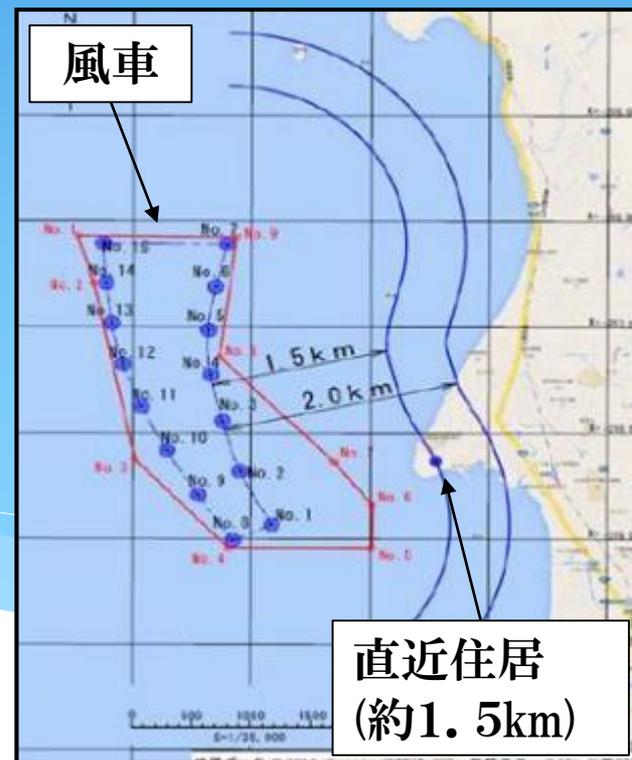
(1) 風力発電事業(安岡沖洋上風力)

(仮称)安岡沖洋上風力発電事業

事業者	前田建設工業(株)
計画地	山口県下関市安岡沖
事業の種類	風力発電所(洋上)
規模	総出力6万kW(4MW×15基) ※法第1種事業
稼働予定	H32春頃
直近のアセス手続き	H29.7「準備書」に対する経産大臣勧告



対象事業実施区域



情報収集 例1) 山口県内での大型風力発電施設の状況

県内での洋上風力は、初めて！

稼働中 (55基)
計画・稼働前 (36基)



アセス手続きの流れ 1 ～計画公表～

H24.10 計画公表

2015年までに予定される
国内の主な洋上風力発電開発の事例

事業者	場所	施設規模 (MW)	形式
前田建設工業	山口県 下関市沖	60,000	着床式
小松崎都市開発 (茨城県神 栖市)	茨城県 鹿島港	30,000	着床式
東京電力、東 京大学	千葉県 銚子市沖	2,400	着床式
Jパワーなど	北九州市沖	2,000	着床式
戸田建設、京 都大学など	長崎県 五島市沖	2,100	浮体式
丸紅、三菱重 工業など	福島県沖	16,000	浮体式

(注)一部稼働済みを含む



山口県下関市の安岡漁港の沖合1〜2キロに300キロワットの発電機20基を設置する。15年春から10

国内最大の洋上風力発電

前田建設 売電を収益の柱に

前田建設工業は洋上風力発電事業に参入する。山口県下関市で2015年に着工し、16年4月に稼働する計画で、総事業費は約250億円。出力は合計6万キロワットと稼働時点で国内最大級の洋上風力発電施設となる見通しだ。売電収入とともに発電機の設置ノウハウを蓄積し、今後の市場拡大が見込まれる洋上風力発電施設の建設受注の取り込みにつなげる。

下関沖、総事業費250億円

基盤工の工事に着手し、16年春から順次稼働する。さらに16年中に残り10基の工事を進め、全ての風車を完成させる。風車を支える柱を海底

に据え付ける「着床式」と呼ぶ方式を採用する。国内で数十基の建設実績

がある陸上の風力発電施設で培った技術を応用する。

このほど周辺海域の風況調査を終えた。今後は

電力会社との受給契約や地元漁協との手続きを進めるとみられる。来年度中にも発電施設を運営する特別目的会社(SPC)を設立し、前田建設が出

前田建設の洋上風力発電のイメージ

資するほか、数社から資を募る。SPCの年間の売電収入は35億円程度を見込む。

風力発電は太陽光発電に比べて発電コストが安い。陸上に風車を建設する際には騒音や振動など周辺環境悪化が懸念されるが、洋上風力発電ではこうした周辺への影響も少ない。海上は陸上に比べて安定して風が吹いているため、稼働率を高く保てる利点もあり、建設計画が今後、増える見通しだ。

中長期的な国内建設投資の低迷を受けて前田建設は新規事業の開拓を進める方針を打ち出しており、発電事業もその一環。さらに海上での発電機の設置技術を積み上げ、洋上風力発電施設の建設市場で先行する考えだ。

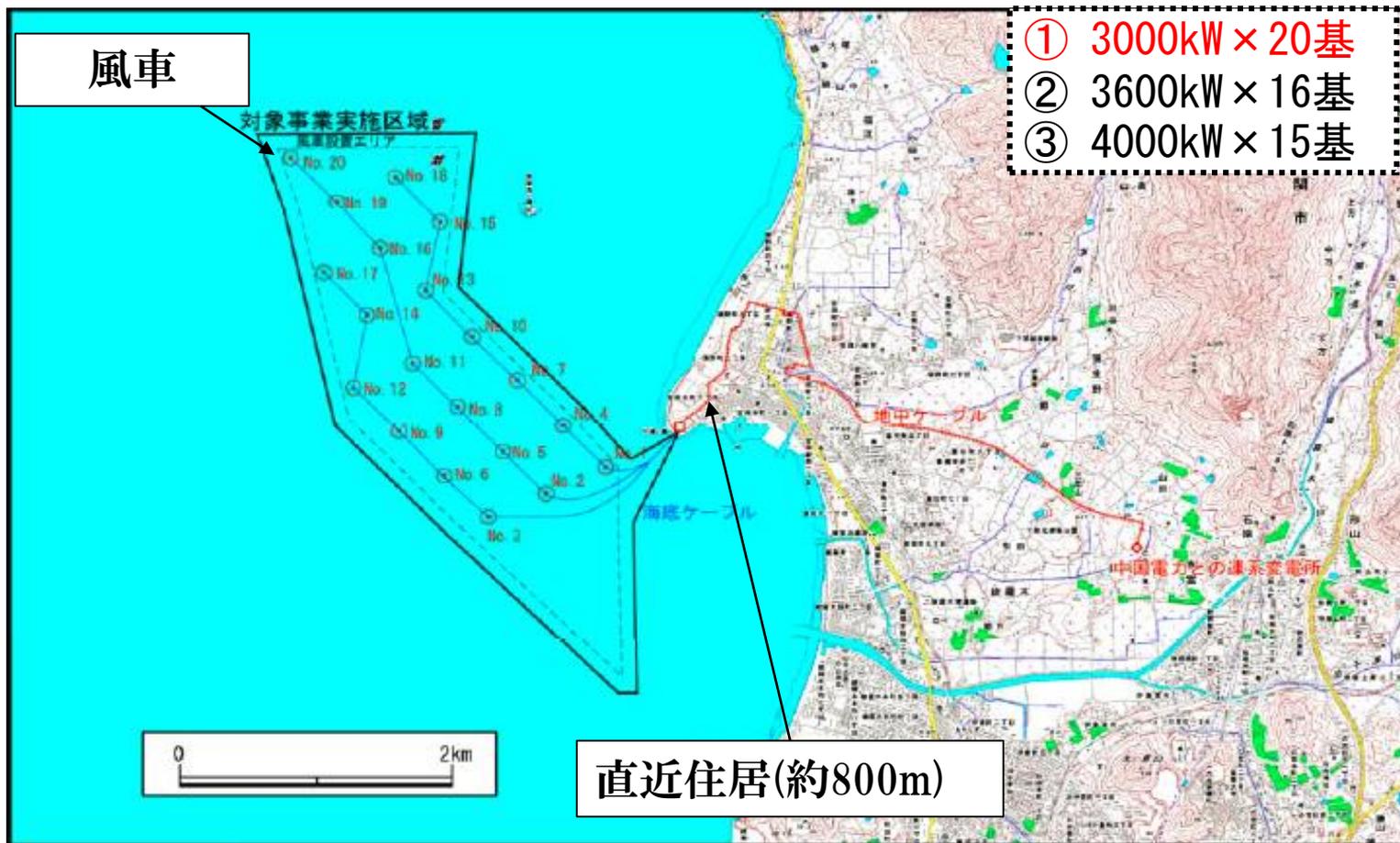
H24.10.11

日本経済新聞

アセス手続きの流れ 2 ～方法書提出～

H25.3 環境影響評価方法書提出

～ 3種類の候補～



H25.4 改正環境影響評価法施行(配慮書手続導入)

アセス手続きの流れ 3

～方法書説明会～

H25.4 住民説明会(方法書)

H25.4.10 長周新聞

七日に開かれた地元説明会(安岡公民館)



住民になぜ知らせぬ

下関市安岡沖への洋上風力発電の建設をめぐる七日、事業主である前田建設工業(東京都)が、風力発電の建設にかかわる環境影響評価(アセスメント)方法書の住民説明会をおこなった。地元から約二〇〇人の住民が参加した。

はじめに前田建設工業の事業企画部長・三輪享氏より、風力発電事業の概要が説明された。三輪氏は「世の中が再生可能エネルギーに進んでいく

ので、それに参画したい」とし、すでに四年前の二〇〇九年より自治体や関係機関と協議をおこない、基本調査を開始。一昨年から風況調査、昨年には海底地質調査をおこなった結果、「安岡沖は風況が良好であり、建設に適した水深・海底の地質条件にある。工事のための近くの港湾施設(垢田沖の人工島のこと)も充実している」として、安岡沖に風力発電を二五基から二〇基建設

する、最大の総出力は六万キロワットになるとした。また、「洋上風力はまだ実験レベルしかなく、大きな事業としては先駆的なものになる」としたうえで、計画している風力発電は着床式で、高さは海面から八〇〜一〇〇メートル、一基に三枚ある羽の長さはその五五〜六五メートルとなること、今年八月頃までにアセスメント方法書を決定し、その後アセスメント調査をへて、二〇一五年に一〇基、二〇一六年に一〇基建設するとした。工事は基礎工事、風車設置工事とともに、北運動公園付近の中電変電所まで海底と地中に電線を敷く工事も含まれる。工事業者は明らかになかった。

これに対して参加した住民から、「調査する前に、住民に了解を求めてからやるべきだ。すでに調査を開始しているが、それは建てることを前提にしたものではないか」「住民にはまったく知らされていない」「こういう大きなプロジェクトを一民間企業が勝手に決めてやっているのか。なぜこういうことをやるのか。国や県、市は関係ないのか」「われわれが家や土地を買ったのは景観も考えて買っている。風力ができれば土地の評価額も下がるだろう。それをなにも考えず民間企業が勝手にやるなら反対だ」「漁業への影響や騒音、低周波など住民への影響について説明がなかった。ただ、大丈夫、大丈夫、といわれて、逆に不信感を持った」などと、一斉に疑問や批判意見が出された。

一方、前田建設工業側からは「国や県から補助金は受けていない」「国の指導は受けていない」との答えに終始した。アメリカが自然エネルギー・ビジネスに舵を切るなかで、日本政府も昨年七月、「再生可能エネルギー」の固定価格買取制度を成立させ、太陽光や風力などで発電した電気を電力会社が買いとることを義務づけ、その負担は電気料金となって国民にかぶせられることが明らかになっていく。大企業がもうけ第一で再生可能エネルギー・ビジネスに参入しており、それが地元の漁業を破壊し地域住民の暮らしに大きな影響を与えるものとして不信と怒りが高まっている。

アセス手続きの流れ 4 ～方法書～

H25. 6 住民意見概要書提出

- 提出方法 : 意見書箱への投函、郵送、**電子メール**
 意見総数 : 124件

事業計画	39	件
環境全般	24	件
大気環境(騒音含む)	26	件
水環境	6	件
動植物・生態系	8	件
景観・人触れ	10	件
その他(風車の影 等)	11	件

H25.6.28 山口新聞

H25. 6 下関市環境審議会(答申)

下関・安岡沖 洋上風力発電事業の環境影響評価法

設置場所選定に 住民理解が前提



市審議会が答申

事業は2011年春に新工場、10年秋まに安岡沖に洋上風力発電事業の環境影響評価法について中岡友昭市長に定着した。5議任民への健康リスクや環境影響について地元環境審議会上で議論を進行する

低周波評価は範囲拡大を

事業は2011年春に新工場、10年秋まに安岡沖に洋上風力発電事業の環境影響評価法について中岡友昭市長に定着した。5議任民への健康リスクや環境影響について地元環境審議会上で議論を進行する

市審議会が答申した環境影響評価法は「一般的に風力発電への理解は広まっているが、目的が理解されることで地元が理解を深められる」として答申された。中岡市長は「再生可能エネルギーの中でも風力発電は最も期待されている。風力発電は環境にやさしいエネルギーである。環境影響評価法は、風力発電の環境影響を評価し、住民の理解を深めるための重要な役割を果たす」と述べた。

市校所を助けて答申書を提出した環境影響評価法は「一般的に風力発電への理解は広まっているが、目的が理解されることで地元が理解を深められる」として答申された。中岡市長は「再生可能エネルギーの中でも風力発電は最も期待されている。風力発電は環境にやさしいエネルギーである。環境影響評価法は、風力発電の環境影響を評価し、住民の理解を深めるための重要な役割を果たす」と述べた。

市校所を助けて答申書を提出した環境影響評価法は「一般的に風力発電への理解は広まっているが、目的が理解されることで地元が理解を深められる」として答申された。中岡市長は「再生可能エネルギーの中でも風力発電は最も期待されている。風力発電は環境にやさしいエネルギーである。環境影響評価法は、風力発電の環境影響を評価し、住民の理解を深めるための重要な役割を果たす」と述べた。

アセス手続きの流れ 5 ～方法書 地元市長意見～

H25.7 下関市長意見

➤ 事業計画

- ・近隣住民への健康リスクや景観価値について地元理解を得た上で環境影響等を回避・低減する場所を選定
- ・風力発電機機器選定および基礎

➤ 騒音・低周波音

- ・環境影響評価の範囲(2km)を限定するのは不十分、評価範囲を拡大
- ・我が国での先行事例や海外事例を調査・予測・評価 等

➤ 景観

- ・下関市景観審議会での検討及び広範な住民へのアンケートを参考に評価
- ・風車の影やそのちらつきによる影響低減を検討 等

※その他：水質、大気、電波障害

H25.7.4 山口新聞

洋上風力発電事業
41
県に意見書を送付
下関市
下関市は3日、前田建設工業（東京都）が同市安岡沖で計画している洋上風力発電事業の環境影響評価方法書についての意見書を、県に送付した。市環境審議会の答申に沿い、設置場所や機器選定・基礎、水質、大気、低周波音・騒音、景観、電波障害、法令について十分に調査し、予測・評価するよう求めた。
県は技術審査会を経て、8月下旬までに前田建設工業に知事意見を述べる。

アセス手続きの流れ 6 ～方法書 県知事意見～

H25.8 知事意見

【総括的意見】

- 最新知見、国内外の事例収集、分析
- 住居や病院等に加え、漁業等の事業活動への配慮
- 配置等は、環境影響を回避・低減する観点から検討
- **地元住民等へ積極的な情報提供を行い、地域の意向を踏まえた対応**

H25.9.5
山口新聞

【個別的意見】

- 調査範囲
 - 環境要素ごとに影響が及ぶ範囲を再検討
 - 騒音・低周波音
 - **調査は四季を通じ、適切な期間等を設定**
- ※その他、動植物、風車の影、景観 等

H25.9 経済産業大臣通知

【勧告なし】

環境影響の回避・低減を
下関沖の風力発電事業 知事が意見

山本繁太郎知事は、前田 工予定。16年秋までに安商建設工業（東京都）が下関の沖合1〜2キロで風車の土市安岡沖で計画している洋台を海底に固定する普及式上風力発電事業の環境影響評価方法書について、環境影響を回避・低減する観点で風車の配置を検討することなどを求める意見を提出した。下関市が4日、市議会経済委員会に報告した。

事業は2015年春に着

国内初の大規模洋上風力発電事業となることから、山本知事は意見書で「最新の科学的知見や国内の実証事業、国外の事例について情報収集、分析を行った上で、適切に調査・予測評価を行うこと。事業実施区域周辺の住居や病院、漁業などの事業活動に特段の配慮が必要」として、地元住民らへの積極的な情報提供や調査の範囲の再検討などを求めている。

環境影響評価方法書については、県から意見照会を受けた下関市が市環境審議会を開いて審議し、中尾友昭市長が7月3日に意見を県に提出。市長意見などを踏まえ、山本知事は8月20日に意見を茂木敏充経産相に提出した。

42

アセス手続きの流れ 7 ～地元市議会の動き～

H26.3 下関市議会決議

- ・国策として再エネに取り組む中、風力発電の必要性は理解
- ・近隣住民への健康リスクや景観価値について地元理解を得た上で、**地元の不安や課題が解消されるように求める**
- ・**それができなければ、反対せざるを得ない**状況になり、改善を求める

H26.4以降

環境調査の実施拒否(住民)



前田建設工業の環境影響調査に抗議する住民(22日午後9時、下関)

環境調査に抗議

関風力
下関市
前田建設工業は二三日午後六時から、下関市安岡新町の海岸付近で、安岡沖洋上風力発電建設のための環境影響調査を開始しようとし、周辺住民の強い抗議を受けた。この場所は、二日に同社に対して環境影響調査拒否の通告をしたばかりの安岡新町自治会(六一三世帯)に所属するところ。突然の調査開始に、

かかげた住民は「四万人もの反対署名が集まり、市議会でも反対の請願が全会一致で採択された。新町自治会としても調査拒否を申し入れるとともに、市長に反対するよう陳情もおこなっている。住民はみな風車の建設に反対し、調査は必要ないといっている。住民の意志を無視するな」と強く抗議した。

H26.4.23
長周新聞

環境影響調査を拒否

下関の洋上風力発電で自治会

業者に通知書

下関市の安岡新町自治会(六一三世帯)は2日、前田建設工業(本社・東京)が同市安岡沖での洋上風力発電事業に向けて地区で実施している環境影響調査を拒否するとの通知書を同社に提出した。

市内の同社下関プロジェクト準備室を訪れた自治会員8人が「住民の同意が得られていない」「風車の低周波音による健康被害が発生する恐れがある」などとして事業に反対し、同社が安岡地区の7地点で実施している騒音・低周波音の環境影響調査のうち、安岡新町の2地点での調査を拒否するとの通知書を出した。

安岡沖洋上風力発電建設に反対する会の代表を務める同自治会の有光哲也副会長は「住民の理解を得られていないのに計画が進んでいく。もう調査はやってほしくない」と述べた。同社は「調査ができたければ正確な情報をお知らせできなくなるので、可能な限り続けたいが、自治会の声を本社に伝えて検討したい」と語った。

同自治会は、中屋友昭市長にも事業への反対を表明することを求める陳情書を近く提出する方針。周辺自治会も陳情書の提出を検討しているという。

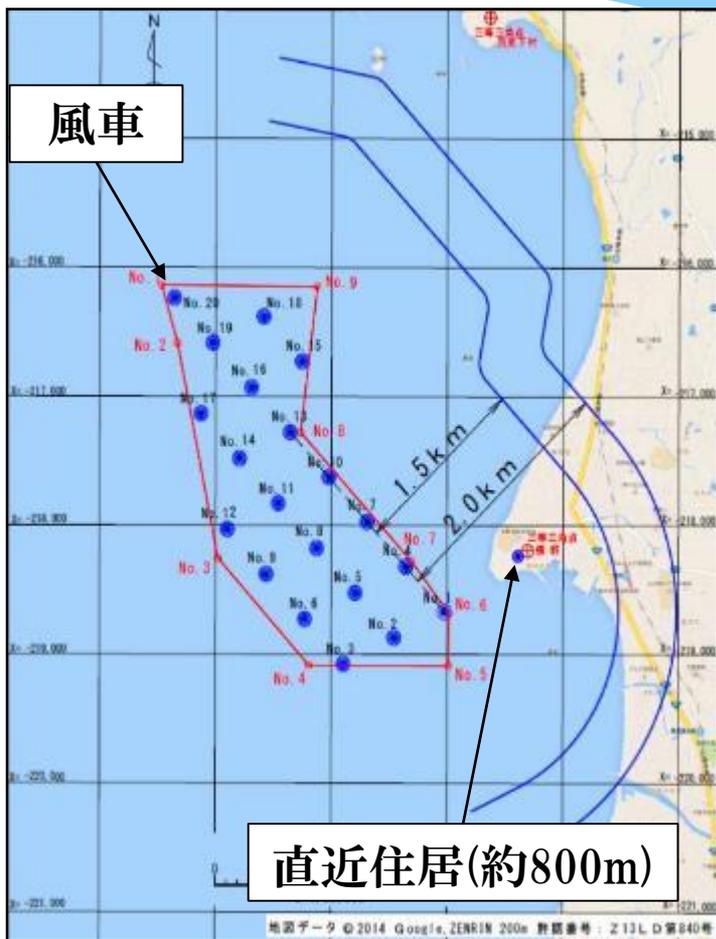
H26.4.3
山口新聞

アセス手続きの流れ 9 ～計画変更～

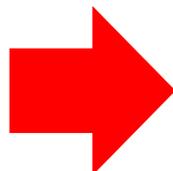
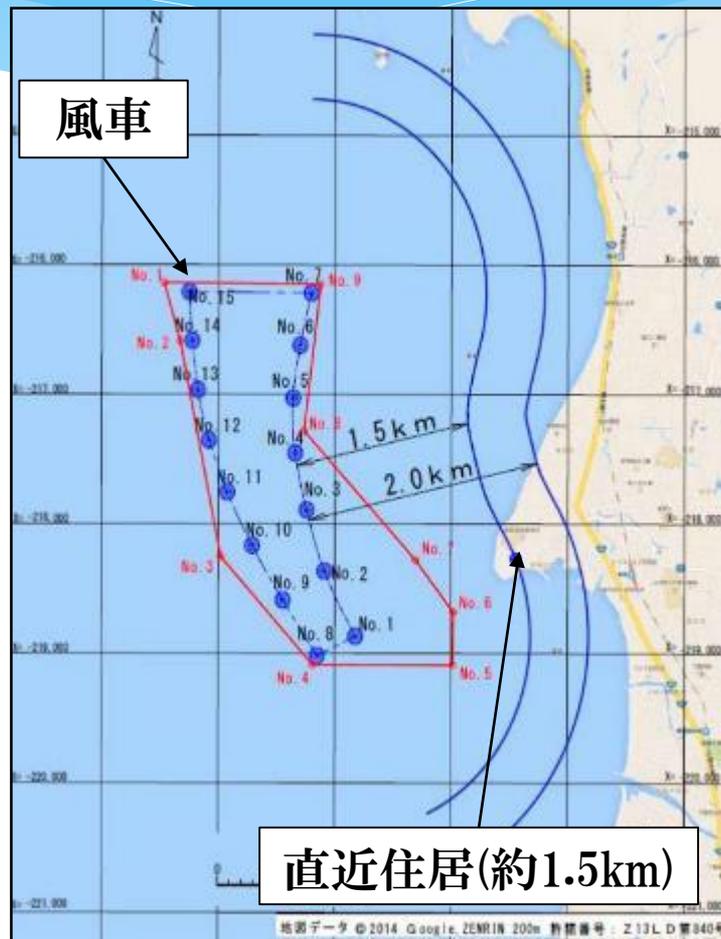
単機出力[増↑]
風車基数[減↓]

H26.6 住民説明会(計画変更:配置・基数)

3,000kW×20基



4,000kW×15基



アセス手続きの流れ 10 ～地元住民の動き～

H26.6 反対住民によるデモ行進

団結した行動に確信深まる

安岡沖洋上風力発電に反対する住民集会

三日月川公民館でなされた、安岡沖洋上風力発電建設に反対する住民集会とデモ行進は、六五〇人もの市民が参加し、下関の歴史に残る大きな市民の行動となった。これを機に一気に運動を盛り上げていく意気込みが集会参加者をほぐし、市内各地で語りあわられていく。

集会参加者からは、「下関であれだけのデモがもたらされたことはずいぶん大きかった。安岡さんの地元でこのような動きは影響が大きいと思う。今、風力発電の問題に限らず、市民や国民の声を聞かすことと、いろいろなことが決められていくが、いかなる方もおかしい」という思いがある。集会にあらわれたのは、と語った。神田の婦人は、「綾羅木から知人が参加していたが、絶対に建てさせない、絶対に潰さなければ」と思っていた。自分たちだけではなく、未来のため、子ども孫のために絶対いけぬ」といっていた。四月の住民集会に参加したと振り返る。

市内各所で話題に

うつ積した生活 破壊への怒り 諸問題に波及必至

くわからないと不信感が増している。集会に注目している人が多く、あんなに人が参加したことがうれしかった。低く、署名をやることも不安だ。国のいかに対して逆らえば、非国民になってもいい。おきり下の人間がものをいっていかないといい。それしかとめる方法はないのだから、頑張りますよ」と語っていた。

店頭にはポスターを貼りだしていた綾羅木の店主は、「集会の前日に『この集会のチラシをく



全市から何人が参加した安岡沖洋上風力発電に反対する住民集会の様子（三日月川、下関）

住民約650人による
デモ行進

H26.6.27 長周新聞

今からもっと広げないといけない。これだけ市民が反対しているのに、県知事が海軍軍立許可で進めたら大変なことになる。もっと頑張らないといけない」と語った。三〇代の男性は、「集会に参加して初めて風力発電の被害も、なぜ風力発電なのか、その仕組みまでわかり、絶対に反対したいと思った。これまではよくわからないでしたが、なにかで変わるどころか、始めたい」といった。集会に参加していない市民からも喜びが語られた。

れ、署名をお客によびかけてきた慶島の商店主は、「若い人たちがこんなたくさん集まってきたら、集会は下関で初めてではないか。民の力は大きい。東京から来てもらうだけでもうけるような企業を信用してはいけない。うちの店に来るお客さんみんな署名してくれた。次のデモは慶島の人も参加できるように駅の周辺なども企画してほしい」と喜びをこめて語った。「次のデモには参加したい」とあちこちで話題になっており、そのな

か、新たに署名を集めようとする要員紙を預かる動きもあいついでいる。

岡波は問題があることははっきりしている。絶対に反対だ」と語った。

唐戸から集会に参加した婦人は、感動の面持ちで、「会場についてびっくりしたし、会場にどんどん人が増えていってうれしかった。反対署名もとりこんできて、あれだけみんなが反対しているということがわかった。

アセス手続きの流れ 11 ～地元の動き～

H26. 7以降①

自治会が事業者へ反対決議文提出

H26.7.8 朝日新聞



会場からの質問に答える橋本樹・東大会 賛教授二下関市

7/8朝日 下関の自治会連合会
風力発電反対決議
ゼネコンに提出へ

下関市環境審議会が、下関市の安岡沖で計画している洋上風力発電事業計画をめぐり、地元の下関市自治会連合会は7日夜、連日同社に対し、計画に反対する決議文を提出することになった。

会合では全11自治会の代表者が出席。自治会代表の計画への賛否について明確した意見集約の結果が報告され、賛成と、反対派、未確定も多かった。反対が過半数を超えたことから、連合

会として反対を決めた。

市、専門家招き講演

またこの日は、市環境審議会が、風力発電施設の騒音と低周波音の影響について、環境省が進める研究に加わっている専門家と人を招いた講演会を開いた。

東京大の橋本樹各学教授（応用物理学）は、全国の施設で低周波音が人へ与える影響についての調査結果を説明。低周波音は、人も聞き取れる音と、聞き

取れない超低周波音があり、超低周波音は「体への影響は完全に否定できないが、調査結果からはなかった」と説明した。

久留米大の石竹雄也教授（公衆衛生学）は、欧米諸国での研究を紹介。風車が近くにある場合は、騒音が不快感を生み、睡眠障害を招く可能性があるものの、病気になる可能性は低いと説明。『科学的な研究による安全と、行政や事業者による信頼がなくては、市民が安心出来るのではないかと話した。』

（上江崎雄樹）

下関市環境審議会
 ⇒ 専門家招致 (低周波音等)

闇夜抜打ちの環境調査を阻止

下関・洋上風力反対の安岡地区住民達



11カ所で測定機撤去

正勝の棟
 女大企業
 下関市環境審議会が、洋上風力発電事業の環境調査をめぐり、7月7日夜、安岡地区の住民達約100人が、環境調査機を撤去する行動を行った。住民達は、環境調査機が、夜間の騒音や振動を測定するために設置されていると主張し、撤去を求めた。撤去された機は、環境調査機を撤去した住民達によって撤去された。撤去された機は、環境調査機を撤去した住民達によって撤去された。

環境調査機を撤去した住民達は、環境調査機が、夜間の騒音や振動を測定するために設置されていると主張し、撤去を求めた。撤去された機は、環境調査機を撤去した住民達によって撤去された。撤去された機は、環境調査機を撤去した住民達によって撤去された。

H26.8.25 長周新聞

アセス手続きの流れ 12 ～要望・陳情～

H26. 7以降②

住民団体が県へ要望

H26.8.29 読売新聞

**洋上風力発電事業
知事に反対要望書**

下関に計画
下関市安岡地区の沖合に計画中の洋上風力発電事業について、反対している市民8人が28日、県庁を訪れ、村岡知事あての要望書を提出した。

要望書では、反対の理由を①住民の同意が得られていない②自然環境や漁場などを失う③低周波音などによる健康被害が懸念される——などと説明。そのうえで、村岡知事に対し、事業への反対を表明し、知事に許認可権のある海域の占用を不許可とすることを求めている。

応対した県環境政策課の才本光穂課長は、「県は、まだ事業者から環境影響評価準備書の提出を受けておらず、事業の見解を出せない。地元住民の懸念に対し、安心できるような対策を事業者がとるべきだと考えている」と述べた。

地元漁協が市へ陳情

H26.9.25 山口新聞



陳情書を提出する県漁協下関ひびき支店の組合員ら＝24日、下関市

**地元漁業者ら
市に反対陳情**

下関の洋上風力計画
下関市安岡沖で操業する県漁協下関ひびき支店の漁業者らは24日、前田建設工業（本社・東京）が安岡沖で計画している洋上風力発電事業への反対を中尾友昭市長に表明するよう求める陳情書を市に提出した。

陳情したのは同支店に所属する正組合員48人のうち42人と関係者5人。事業が計画されている海域はタコやウニ、アワビ、サザエの漁場で、風車が建設されれば「海流が遮断されて藻場が荒れ、砂が堆積するなどの変化が起こり、漁ができなくなる」「支柱によって自由な航行が妨げられ、衝突の危険もある」などと訴えた。

市役所で坂本康一副市長に陳情書を手渡した組合員の松谷繁己さん(43)は「漁場が悪くなるのは死活問題。計画を中止してほしい」と述べた。坂本副市長は「しっかりと市長に伝える」と応じた。

アセス手続きの流れ 13 ～地元市への経過報告～

H26.11 下関市環境審議会(事業者による第1回中間報告)

・環境調査の経過報告(騒音・低周波音、景観 等)

H27.4 以降

事業者が住民を告訴

H27.4.18 毎日新聞

**反対派住民を
前田建設が告訴**

洋上風力発電調査で
業務妨害容疑など

下関市安岡沖の洋上
風力発電計画を巡り、
施設建設を計画してい
る前田建設工業(東京)
は17日、昨年9月の環
境影響調査で測定機器
が強制的に撤去された
として、反対派住民の
一部を威力業務妨害や
器物損壊の容疑で下関
署に告訴したことを明
らかにした。

前田建設はホームペ
ージで公表した見解で
「10カ所の測定地点に
設置された測定機器が
強制的に撤去された。
撤去時に測定機器類の
入った鉄製のボックス
を横倒しにするなどし
たため、多数の測定機
器類が破損している」
と主張している。

これに対し「安岡沖
洋上風力発電建設に反
対する会」のメンバー
の一人は「風力発電に
よる健康への不安が住
民に広がっている中
で、地元自治会が事前
に調査の拒否を申し
入れていたにもかかわらず、調査が強行され
た。前田建設側のや
り方が問題で、妨害に
は当たらない」と反発
している。

【平川昌範】

住民が反対組織立ち上げ

H27.5.1 朝日新聞

**安岡沖風力発電
住民ら反対組織**

刑事告訴受け弁護士も
5/1

準大手ゼネコンの前田建
設工業(東京)が下関市安
岡沖に計画している洋上風
力発電事業計画を巡り、地
元住民が「安岡沖洋上風力
発電建設に反対する会」
(有光哲也会長)を設立し
30日、市役所で記者会見を
した。反対活動の過程で、
有光会長ら住民4人が同社
に刑事告訴されたことを受
け、弁護士も結成された。
計画をめぐるのは、低周
波による健康被害や景観を
損ねるなどの理由で、7万
5千を超える住民らの反対
署名が集まっている。同会
は住民ら8人で結成。今
後、賛同者を募るとい
う。

同会によると昨年9月、
環境影響評価(アセスメン
ト)の準備書提出のための
データを集める目的で安岡
地区の10カ所に設置された
計測器を住民が撤去。同社
側に返却し、約100人の
住民が下関市内の同社の関
係先に抗議した。同社は、
撤去により「計測器が壊れ
た」などとして同10月、住
民4人を器物損壊と威力業
務妨害の疑いで刑事告訴し
た。弁護士は「誰が壊した
かも分からないし、調査自
体が不当だ」としている。

(上山崎雅泰)

H27.7 下関市環境審議会(第2回中間報告)

- ・環境調査の経過報告(騒音・低周波音、景観 等)
- ・第1回中間報告時の質問対応

アセス手続きの流れ 14 ～住民・地元市長の動き～

H27.9 以降

住民(反対する会)によるデモ計画

H27.9.17 朝日新聞

意見広告

この計画は公共事業ではありません。安岡沖洋上風力発電建設に断固として反対します。

安岡沖洋上風力発電が建設されれば、広い範囲に大きな影響が出ると思えます。
特に心配されるのが「武久生野・伊香・伊香新町・新下間・旧・新地田・安岡・三河・倉比野・後田・川中・山の田・日生・東郷・後藤木・高住・小野・吉良・由良」などのエリアです。この地域には幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・病院などが存在しています。下間川を流し、下間を渡る私たちにとって、とても身近で大切な問題なのです。
どうか皆さんも、一緒にこの問題を考えして下さい。私たちのかけがえのないふるさと。下間の明日のために。

市民の思いを込めたデモ行進
市民による大規模なデモ行進も行われています。まず、昨年6月22日には反対する会主催のデモがあり、地元住民ら約650人が参加。子どもからお年寄りまで幅広い層の人たちが隊列を築き、風力反対の声を力強く上げました。
さらに昨年9月23日に行われたデモには、前回を上回る約1000人が参加。市街地を行進しながら、建設反対をアピールするとともに、反対への理由を求めました。

反対陳情書や要望書を出す
これまでに安岡地区・磯原地区の自治会および自治会連合会が反対を表明し、下間川に陳情書や要望書を出しています。
また、山口県防衛協会、安岡沖上風力発電反対会、山口県探検協会、山口県地産協会、下間支隊、下関市医師会、北道班、長門市地産組合などが、関市長や山口県知事などに反対陳情書や要望書を出しています。

各地で強まる建設反対運動
安岡沖洋上風力発電建設に反対する声は各地で上がっています。建設計画の進捗について訴える市民の活動が、関係各所への要望書提出など、懸命な市民活動によって大きな費用が得られています。反対署名は7万8000人を超えました。平成30年9月1日現在。
反対陳情書や要望書を出す

風力発電にも環境問題がある
下関市の安岡沖1.5回、かつてない規模の洋上風力発電建設が計画されています。建設は4回、面積は約6万平方メートルです。
風力発電は、再生可能なエネルギーによる発電であるため、自然環境や私たちの暮らしに負荷をかけないイメージが先行しています。ところが、風力発電にも環境問題などの深刻なデメリットがあります。
指摘される課題は補上げ状態
安岡沖洋上風力発電は、多くの課題が指摘されているにもかかわらず、地域住民の理解を促して計画が進んでいます。
低周波音の発生、風力発電ではブレード3本の振り音や発電機の回転音など、低周波音が発生します。低周波音は、騒音などの被害を次ぎ放り、避くことが困難があります。科学的には未解明ながら、その影響を心配する声があります。
漁業への影響：建設が計画される海域、特に、イワシ、ウニ、アワビ、サザエなどの好漁場です。しかし、風力発電の建設で漁獲量が減れば、漁業従事者が減りかねません。低周波音や高周波音の発生も懸念されます。
景観の悪化：計画される風力発電機はブレードが海上に上がったときの高さが約150メートル、153メートルの機体やタワーの同等もしくはそれ以上に、その巨大な風力発電機が建設される計画です。美しい安岡沖の自然景観が、無慈悲な人工構造物で破壊されます。

下関市民の皆様 安岡沖の洋上風力発電について一緒に考えて下さい
風力発電にも環境問題がある

安岡沖洋上風力発電建設反対デモ行進のお知らせ 未来の子供達の為、皆様一緒に行進しましょう!!
【日時】10月4日(日) 13:30~15:00(小雨決行) 【集合場所】海峽メッセ前広場 下関市東前田3丁目

安岡沖洋上風力発電建設に反対する会 下関市慎野町3丁目15番10号 会社 石光 哲也 高橋先 090-7597-0538 http://yasuoka-yokono.jimdo.com 安岡沖風力反対 検索

市長答弁(市議会)

H27.12.17 朝日新聞

下関市で準大手ゼネコンの前田建設工業(東京都千代田区)が進める洋上風力発電事業計画をめぐり、中尾友昭市長は16日の市議会で、「(現状)反対せざるを得ないとする」議会の決議もあり、なかなか難しい状況にある」と述べた。
地元の安岡地区などで住民らの反対運動が続いていることについて、福田幸博議員(創世下関)の一般質問に答えた。市議会は昨年8月、「地元の不安や課題が解消されるよう求める。それができなければ、風力発電の建設は現状反対せざるを得ない」とする決議を全会一致で可決している。
また、福田議員は経済産業省が、同社の環境影響評価(アセスメント)を点検するための調査を一部省略していたという朝日新聞報道に触れ、「業者が出したデータだけを信じなくてはいけない」と指摘。中尾市長は「環境影響評価の結果を待って、法律に基づいて知事に対ししっかりと意見を申し上げたい」と答えた。(白石昌博)

風力「難しい状況」
下関沖の計画 市長答弁

アセス手続きの流れ 15 ～市景観条例～

H28.4 以降

県漁協が市へ推進要望

H28.4.23 山口新聞



坂本康一副市長（左）に安岡沖洋上風力発電事業を推進する要望書を提出した広田弘光会長（右）ら。22日、下関市役所

広田会長は「反対派の根拠のないためを信用している市民も多い。どちらの言い分が正しいか判断してもらいたい」と訴えた。

友昭市長に提出した。広田会長や同会に所属する県漁協6支店の運営委員長ら計8人が下関市役所を訪れ、坂本康一副市長に書面を手渡した。坂本副市長は「市としてはいろいろなご意見を聞いた上で判断していく」と述べた。要望書には「漁業振興に必ず貢献する」「風車が発生する騒音、低周波音による健康被害はない」「下関市の活性化につながる」「再生可能エネルギーの導入推進に寄与する」の4点を事業を支援する理由として記載。提出後、実証実験の結果などを基に事業による漁獲効果があることを指摘し、漁場への悪影響を懸念する反対派の主張に反論した。

下関市安岡沖で前田建設工業（本社・東京）が計画する洋上風力発電事業を巡り、下関外海漁業共励会（広田弘光会長）は22日、事業の早期実現を目指し、同市に事業の推進を支援するように求める要望書の中尾

洋上発電事業推進を
下関外海漁業共励会が市に要望

H28.8 下関市景観審議会

H28.9 下関市景観審議会（答申）

H28.10 下関市長の助言・指導（市景観条例）

➤配置

- ・可能な限り、規則性を有する1列配置を追求
- ・2列配置となる場合、等間隔の規則性を有する計画への変更を検討
- ・陸地から極力離れた場所に配置するよう配慮

➤色彩

- ・周辺の景観との調和に配慮し、違和感を与えない色彩デザインを施す

アセス手続きの流れ 16 ～準備書提出～

H28.11 環境影響評価準備書提出

H28.11 住民説明会(準備書)×2回

環境アセス準備書
住民「説明不十分」

安岡沖の風力発電計画

下関市の安岡沖で洋上風力発電事業を計画している準大手セネコンの前田建設工業(東京都千代田区)は13日、同市の川中公民館で、環境影響評価(アセスメント)準備書に関する住民説明会を開いた。住民ら約130人が出席し、「説明が不十分だ」などの意見が相次いだ。

同社の水尾真副社長がプロジェクトを使い、準備書の内容を説明。住民の懸念が強い低周波音の影響に關しては、稼働すれば現在より最高で3割増えるが「音レベルは『不快な感じ』がしない」を下回っているとの見解を述べた。

住民からは「会社自体が信用できない」「10万人近い反対署名をどう考えるのか」「現地の人の声をもっときいてほしい」などと反対意見が相次いだ。終了後、永尾副社長は「再生可能エネルギーは県も推進している。地元の方の懸念は分かっており、丁寧に説明することでご理解頂きたい」と話した。説明会は19日にも午後2時から海峽メッセ下関の国際会議場で開催される。(上山 裕美子)



プロジェクトを使って環境影響評価が説明された

H28.11.15 朝日新聞

H28.11 住民説明会

※住民主催

H28.11.24 朝日新聞

「低周波音で住めなくなる不安」
下関・風力発電説明会で市民団体

下関市の安岡沖に計画されている洋上風力発電事業に反対する市民団体が23日、同市の川中公民館で、建設予定地から半径5+圏内の住民らを対象に説明会を開いた。約150人が参加し、「低周波音を発する風車ができれば、この地域に住めなくなる」などの声が相次いだ。

説明会を主催したのは、「安岡沖洋上風力発電建設に反対する会」。説明会では、低周波音が人体に与える悪影響について調べた研究機関の実験結果などを紹介。建設を計画している前田建設工業(東京都)が環境影響評価(アセスメント)準備書を国に届け出た経緯などを説明した同会の有光哲也会長は「準備書に對して、みなさんが持っている不安や疑問の声を住民意見として出してほしい」と訴えた。

会場からは「低周波音の問題を多くの市民に知らせるためデモをすべきだ」「来年3月の下関市長選では、建設反対の市民の声に耳を傾ける市長を選ぶべきだ」などの声が上がった。

一方、前田建設工業も今月中旬、市内2カ所で準備書に関する住民説明会を開催。低周波音の影響は「音レベルは『不快な感じがしない』を下回っている」との見解を示している。

(白石 眞幸)

アセス手続きの流れ 17 ～反対署名～

H28.11 準備書訂正(騒音・低周波音の予測結果)

- 事業者の見解(HPで公表)
 - ・ データの誤入力にともなう記載の誤り
 - ・ 今回の誤りは評価に影響を与えるものではない

H28.11 下関市環境審議会(諮問)

H28.12 反対署名 10万筆 到達

H28.12.2 長周新聞

反対署名が10万筆突破

下関 安岡沖の風力建設

下関市の安岡沖洋上風力発電建設に反対する会がとりくんできた反対署名が一日、一〇万筆を突破し、一〇万九千一筆となった。

安岡地区の住民で結成した反対する会は、二〇一三年一〇月の発足以来、前田建設工業が計画する洋上風力発電をストップさせるため、下関市内外で反対署名を呼びかけてきた。署名活動は、呼びかけに応えた地元住民が一軒一軒戸を叩き訴えて回ることから始まり、地域の医療機関が住民の健康を守る社会的使命から熱心にとりくみはじめ、その後安岡・綾羅木の連合自治会が全面的に協力するなど、大きな運動に発展してきた。最近では安岡・横野地区の住民が彦島、長府、唐戸など市内の他地域に住む親戚や同級生に呼びかけ、その人たちが署名を

持つて周囲に訴える動きになっており、風力反対の全市民的な世論を喚起している。

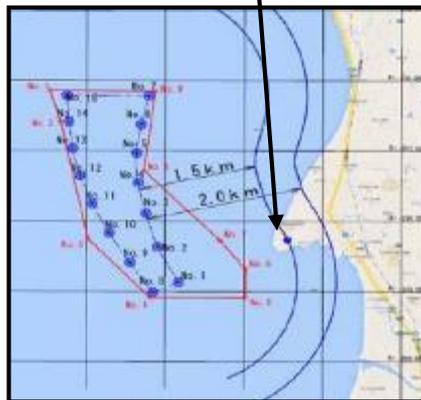
反対する会は、時期を見て一〇万筆の署名を持つて再度下関市長に反対の陳情をおこなうことにしている。また、来年三月に予定される市長選の直前に風力反対の大デモ行進をおこなうことを計画している。

アセス手続きの流れ 18 ～県審査会～

H29.2 県環境影響評価技術審査会(諮問・現地視察)



現地視察(村崎ノ鼻から)



準備書1回目の審査会(県)



審議

アセス手続きの流れ 19 ～準備書への住民意見～

H29.2 住民意見概要書提出

提出方法 : 意見書箱への投函、郵送、**電子メール**

意見総数 : **5,712件**

事業の目的及び内容	3,270 件
大気環境(騒音関係含む)	1,013 件
水環境	24 件
動植物	74 件
景観・人触れ	257 件
その他(※)	1,074 件

※複数の項目に対して意見が述べられ、項目振り分けが困難等の意見

アセス手続きの流れ 20 ～地元市の動き～

低周波受忍限度「市が示せ」

下関沖風力発電 環境審議会長求める

H29.2.14 朝日新聞

H29.2 下関市環境審議会(現地視察)

下関市安岡沖に計画されている洋上風力発電事業について、市環境審議会(会長＝鷲尾圭司・水産大学校代表)は13日、事業者の前田建設工業(東京)が提出している環境影響評価書(アセスメント)の準備書を密議した。準備書を眺めた市民らから寄せられた意見に基づき質疑も行われた。市民からは「原発に替わるエネルギーとしてよい」「距離が近い(住宅地から10キロ離すこと)など計5712件の意見が寄せられた。反対派住民が問題視している低周波音の圧迫感について、同社の担当者は「風力発電機から発生する低周波音に特に目立った周波数は無い。(1000人に1人が圧迫感などを感じる)1%曲線より十分小さい音圧レベルだ」と説明した。鷲尾会長は「1%以下のレベルでも数百人～千人に1人に影響が出るのはゼロではない」と指摘。「受忍限度の公的な判断を市や議会が示すべきだ」と述べた。(白石昌幸)

H29.3 下関市長選挙

- ◎当選
- 前田 晋太郎
 - 中尾 友昭(現職)
 - 松村 正剛

H29.3 下関市環境審議会(答申案審議)

H29.3.16 読売新聞

下関市環境審議会(会長＝鷲尾圭司水産大学校代表)が15日、市内で開かれ、前田建設工業(東京)が同市沖で計画している洋上風力発電事業の環境影響評価準備書に関する答申案をまとめた。22日に中尾友昭市長に答申する予定。市は答申を踏まえて、4月7日までに県に意見書を提出する。

事業計画では、同市安岡地区の住宅地から約1・5キロ以上離れた響灘沖の海域に出力4000キロワットの風力発電機15基を設置。事業期間は20年で、その後は発電機を撤去する。

答申案では、10万人分を超える反対署名が集まっていることから、「地元が計画を受け入れられる社会的環境が整っていると言えない状況」と指摘。その上で、海域の生態系や、低周波による音・振動が住民の健康に及ぼす影響について、調査を継続することなどを求めている。また、事業開始後も環境影響調査を続けて、調査結果については住民に十分に説明を尽くす必要があるとした。

鷲尾会長は「沿岸域に風力発電施設を集約する事業は国内でも例が少ない。市民や専門家らの幅広い意見を、答申案にまことめることができた」と話した。

健康への影響「調査継続を

洋上風力発電市環境審議会が答申案

アセス手続きの流れ 21 ～[市]審議会・[県]公聴会～

H29.3 下関市環境審議会 答申

➤前文

- ・再エネの必要性は市民も理解している
- ・低周波問題や陸地から近いことが住民不安につながっていると思料
- ・地域において受け入れられる社会的環境が整っていない

➤総括事項

- ・準備書から評価書に至る過程で、更なる調査の積み重ねが重要
- ・住民意見を真摯に受け止め、住民に説明を尽くす

H29.3 公聴会(県主催)

公告方法：県報、市報、記者配布

公述人数：3名

- 主な意見：
- ・正確な情報を市民に伝え、オープンに論議すべき
 - ・他の発生源と比べ風車の低周波音は特異ではない
 - ・風車の基礎は魚礁効果がある
 - ・規則性のある風車配列により観光資源として活用

公聴会の様子 (平成29年3月)



アセス手続きの流れ 23

～準備書 地元市長意見～

H29. 4

住民団体が市へ反対要望



前田晋太郎市長（右）に風力発電事業反対の要望書を提出する福田幸博会長＝5日、下関市役所

H29.4.6 山口新聞

H29. 4 下関市長意見（→山口県知事）

➢ 基本的には、環境審議会答申と同内容

H29.4.8 山口新聞

前田市長は会員を開き、「市長意見は、法律に基づき県知事から環境に対する意見紹介を受けたもので、（計画の）賛否を言うものではないが、大前提として、環境を考慮して計画を進めることはなかなか厳しいと思う」との見解を示し、「環境審議会の答申に自分が聞いた地元の声を添えて提出した」と説明した。

県は市長意見や公聴会の内容などを踏まえ、農技術審査会で審議し、6月8日までに県知事意見を経済産業大臣に提出する。

洋上風力発電 反対を

下関市長に住民団体要望

前田建設工業（本社・東京）が下関市安岡沖で計画している洋上風力発電事業を巡り、地元住民らでつくる安岡沖洋上風力発電建設に反対する会（興流流下関）が、事業への反対を表明する準備書を前田晋太郎市長に提出した。準備書の内容を要約した市環境審議会の答申をめぐり、

3月、「（計画が）地域で受け入れられる社会的環境が整っていない」と訴え、市長に答申した。県に対する市長意見の提出期限が7日に迫っている。

風車の建設予定地が住宅地から約1・5キロと近距離で、低周波音による健康被害などが懸念されると、同会など地元住民が強い反対運動を継続。要望書は「建設反対は地域住民の怒りを含む総意」としている。

市長に事業反対の早期表明や事業計画を要請し、風車設置から10年以上離すよう求めている。

同会の福田幸博会長が要望書を出し、「（市長意見には）地元が反対していることを強行すべきではない」と求めた。前田市長は「大変重たい責務を感じる。皆さんの声を生かす間を待たせたい、しっかりと声を聞ける形を取りたい」と応じた。

県に市長意見提出の期限

「住民不安払拭されず」

下関の安岡沖 知事に市長意見

洋上風力発電

下関市安岡沖で前田建設工業が計画している洋上風力発電事業の環境影響評価準備書について、前田晋太郎市長は7日、「地域住民に与える不安が払拭されたとは言えない状況」とする市長意見を知事に送付した。同準備書から評価書を作成する過程に加え、事業の実施後も調査を継続して住民に十分説明を尽くす必要があると指摘している。

風力発電施設が陸地から直近で約1・5キロに設置されることから、環境や地域住民の健康などに与える影響、眺望や景観への影響の2点を懸念。低周波による健康被害への不安は払拭される状況ではないなど指摘し、より過激な計画を求め、より過激な計画を求める住民意見も寄せられていると申し添えた。

基本的に市環境審議会の答申を踏まえた内容だが、答申に記載された「地域で受け入れられる社会的環境が整っている」とは言えない」との表現は引用しなかった。

前田市長は会員を開き、「市長意見は、法律に基づき県知事から環境に対する意見紹介を受けたもので、（計画の）賛否を言うものではないが、大前提として、環境を考慮して計画を進めることはなかなか厳しいと思う」との見解を示し、「環境審議会の答申に自分が聞いた地元の声を添えて提出した」と説明した。

県は市長意見や公聴会の内容などを踏まえ、農技術審査会で審議し、6月8日までに県知事意見を経済産業大臣に提出する。

技術審査会の様子（平成29年4月）



アセス手続きの流れ 25 ～準備書 山口県の審査～

H29. 4～5 専門家ヒアリング(低周波音)

- ・低周波音に関する、工学、医学の専門家5名からヒアリング

H29. 5 県環境影響評価技術審査会(答申案審議)

準備書3回目の審査会(県)

H29.5.19 山口新聞

知事への答申案 大筋で了承

下関沖風力発電で
県環境影響評価審
下関市安岡沖で前田建設
工業が計画している洋上風
力発電事業について、県環
境影響評価技術審査会(会
長・浮田正夫山口大名警教
授、委員10人)は18日、県
庁で会合を開き、同社が作
成した環境影響評価準備書
に関する知事への答申案を
大筋で了承した。県は答申
内容を踏まえ、知事意
見を6月8日までに経済産
業相に提出する。

答申案は、風力発電施設
が陸地から最も近くて約1
・5キロの場所に設置される
など地域住民の健康や景
観、環境への影響が懸念さ
れることを指摘した上で、
準備書に対する意見を全体
的事項と個別的事項に分け
て盛り込んだ。

個別的事項のうち、騒音
や低周波音は「卓越した音
圧レベルの周波数域が生じ
ない機種を選定するように
努めること」「新たな知見
や評価方法が得られた場合
は、必要な調査・予測・評
価を実施し、結果を公表す
ること」とした。景観につ
いては「風力発電設備の配
置、色彩、グラデーショ
ンも関係機関と協議して、指
導に基づき検討すること」
としている。

会合で委員や参考人から
は、事業者が事業着手後の
環境監視・調査を継続実施
する重要性、地域住民との
コミュニケーションを密に
する必要性などを指摘する
意見が相次いだ。

浮田会長は記者団に「出
された意見を加味した答申
にしたい。低周波音などの
事後調査の充実は大事。
(再生可能エネルギーを)
進めなければならぬとい
う考えがある一方、いろい
ろと難しい面もあり、なか
なか大変だと思っっている」
と話した。

H29. 6 県環境影響評価技術審査会 答申

アセス手続きの流れ 26 ～準備書 県知事意見～

H29.6 知事意見 (→経産大臣)

➤前文

陸域に住居、学校、病院が多数立地し、住民が生活する中での計画
多くの住民意見の提出、定期的な反対運動

➤全体的事項

- 最新知見等を収集し、住民等に情報提供、理解を得るよう努力
- 準備書の誤記・不足を精査し、評価書で訂正・追記
- 事後調査項目を追加し、方法、期間、場所を見直し
- 環境保全上の支障が生じた場合、適切な対応、報告、公表

➤個別的事項

- 騒音・低周波音 : ・低周波の少ない機種を選定し、適切に維持、管理
・疫学的な最新知見を収集し、事業計画への反映
・事業開始前後の低周波に係る調査を実施し、データ蓄積
- 水質・底質 : ・工事に伴う水の濁りについて、適切に拡散防止対策を実施
・海生生物に配慮した付着生物防止薬剤の選定
- 動物・植物 : ・バードストライク対策の実施、事後調査
・事業開始前後の藻場に係る調査を実施
- 景観 : ・風力発電設備の配置、色彩、グラデーションの検討

知事意見の通知文の構成

【1段落目】

- 知事意見を別紙のとおり述べる
- 経産大臣勧告への反映

【2段落目】

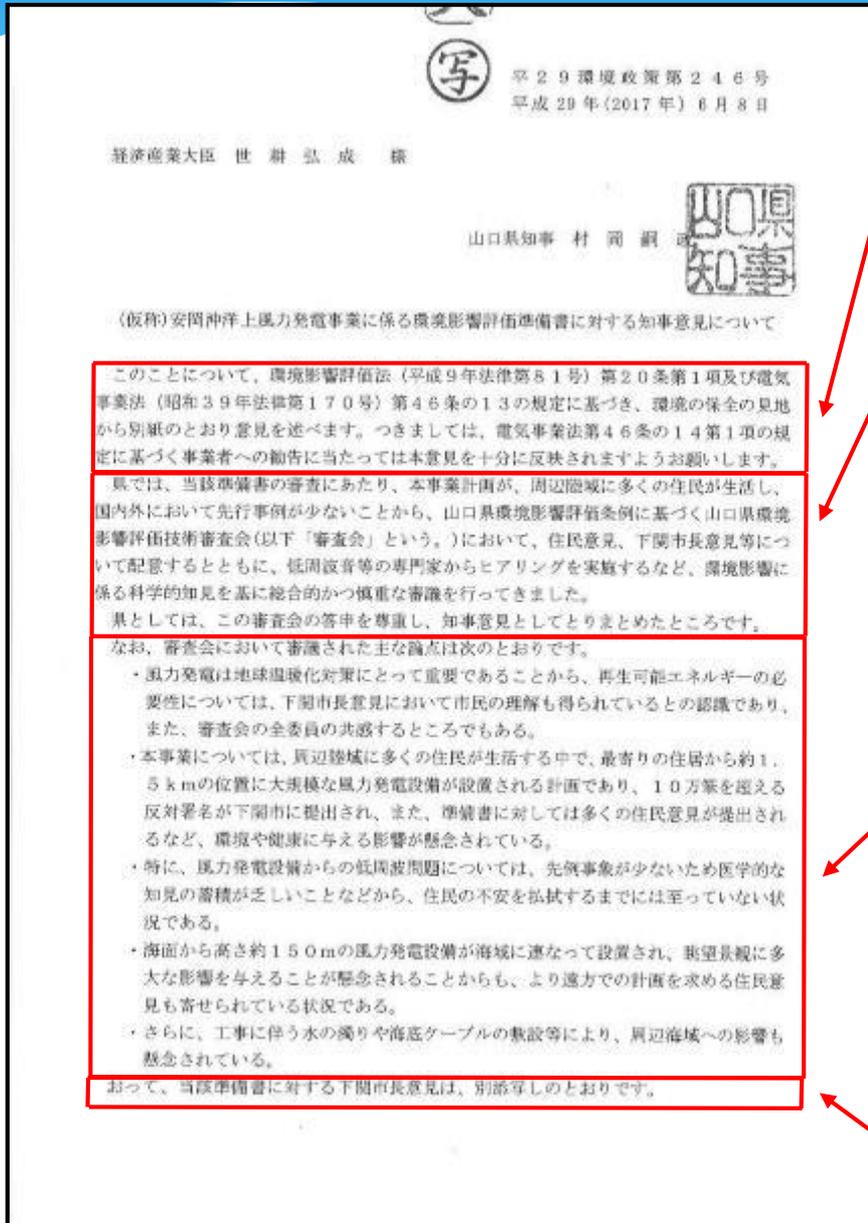
- 審査経緯
(審査会の開催状況、専門家ヒアリング)
- 審査会で総合的かつ慎重な審議
- 知事意見は審査会答申を尊重

【3段落目】

- 審査会における主な論点を整理
 - ・再エネは市民も理解、委員も共感
 - ・10万筆の反対署名、健康影響等懸念
 - ・低周波問題の知見乏しく、住民不安は払拭できていない
 - ・より遠方での計画を求める住民意見
 - ・周辺海域への影響も懸念

【4段落目】

- 市長意見を添付



アセス手続きの流れ 27

H29.6 知事意見 (→経産大臣)

情報提供に尽力を 経産相に知事意見送付

山口県は8日、下関市安岡沖で前田建設工業が計画している洋上風力発電事業について、環境影響評価準備書に対する知事意見を経済産業相に送付した。環境影響評価技術審査会の答申や下関市長の意見を踏まえ、地域住民に与える不安が払拭されたとはいえないとして、事業者が最新知見の収集や分析、情報提供を引き続き行い住民理解を導く必要があると強調した。

山口県は8日、下関市安岡沖で前田建設工業が計画している洋上風力発電事業について、環境影響評価準備書に対する知事意見を経済産業相に送付した。環境影響評価技術審査会の答申や下関市長の意見を踏まえ、地域住民に与える不安が払拭されたとはいえないとして、事業者が最新知見の収集や分析、情報提供を引き続き行い住民理解を導く必要があると強調した。

知事意見は環境保全の観点から準備書の評価を行うに際し、全ての事項について個別の事項18項目の計29項目にわたって意見をまとめた。風力発電施設が住宅から最も近く約1.5kmの場所に設置され住民の健康、騒音、漁業に及ぼす影響への住民による反対運動が起きている状況を懸念。卓越した責任レベルの風波被曝を伴うと指摘している。

知事意見の提出を受けた経産相は今後、環境相の意見も踏まえ7月28日までに事業者へ勧告を行う。その後、事業者は環境影響評価書を作成する。

村岡副知事は8日の定例会見で「住民や下関市長の意見に配慮し、科学的な知見を基に総合的に審査された環境影響評価技術審査会の高申を尊重した」と説明。知事意見は事業者の可否を判断するものではないとした上で、経産相と事業者に対し「われわれの意見を的確に受け止め、しっかりと反映させてほしい」と述べた。

「一定の評価」
知事意見に地元反対団体
地元住民らでつくる安岡沖洋上風力発電建設反対する会の橋田博尊会長は、知事意見には地域住民に与える不安が払拭されたとはいえない状況など住民の思いや懸念が反映されているとの認識を示し「十分とは言えないものの一定の評価ができる」とコメント。「健康被害や漁業被害などを含め事業者は住民に対する説明を尽くしていない」と改めて指摘し、今後反対活動を継続していく意向を示した。

洋上風力発電事業を計画している前田建設工業の広報担当者は、「準備書に対する知事意見や環境相の意見などを踏まえた経済産業相の勧告の内容を踏まえ、評価書にどう反映していくかを検討したい」と話した。

H29.6.9 山口新聞

下関 安岡沖 洋上風力計画 波高し 地元住民、騒音被害を懸念

山口県下関市の安岡沖に計画されている洋上風力発電計画が、地元住民の懸念を招いている。地元住民は、騒音被害を懸念するが、不透明な情勢になっていると指摘。市長は「知事が示した地元意見」は、相次いで建設反対派の意見を聞き反映したものになった。経済産業相は「これら踏まえ、環境影響評価書を作成する事業者の前田建設工業に7月末にも勧告出す方針だ。」

陸との距離離れ
JR山陽線が走る下関市の西側、安岡地区。

15基建設する安岡沖洋上風力発電計画地（下関市）

安岡沖洋上風力発電計画地

知事「理解得る努力を」

環境部によると、住民の計画は容れられないとの知見をもとに判断し、建設反対派による署名活動、看板の文句の多さと述べた。知事意見は、地元の不安が払拭され、科学的な知見を基に総合的に審査された環境影響評価技術審査会の高申を尊重したと説明。知事意見は事業者の可否を判断するものではないとした上で、経産相と事業者に対し「われわれの意見を的確に受け止め、しっかりと反映させてほしい」と述べた。

「一定の評価」
知事意見に地元反対団体
地元住民らでつくる安岡沖洋上風力発電建設反対する会の橋田博尊会長は、知事意見には地域住民に与える不安が払拭されたとはいえない状況など住民の思いや懸念が反映されているとの認識を示し「十分とは言えないものの一定の評価ができる」とコメント。「健康被害や漁業被害などを含め事業者は住民に対する説明を尽くしていない」と改めて指摘し、今後反対活動を継続していく意向を示した。

洋上風力発電事業を計画している前田建設工業の広報担当者は、「準備書に対する知事意見や環境相の意見などを踏まえた経済産業相の勧告の内容を踏まえ、評価書にどう反映していくかを検討したい」と話した。

H29.6.22 日本経済新聞

アセス手続きの流れ 28 ～準備書 環境大臣意見～

H29.6 環境大臣意見

➤前文

- ・周辺陸域に多数の住居、病院、学校等が立地し、騒音・低周波音、景観等に関する住民意見が多数提出
- ・**地元自治体や住民の理解を得つつ事業を実施することが重要**

➤総論

- ・**地元自治体の意見を十分勘案し、住民等に丁寧かつ十分な説明**
- ・事後調査等は、最新知見により検討した上で、適切に実施し、公表
- ・本事業の環境影響、環境保全措置の内容や効果、その分析結果を公表

➤各論

- 騒音・低周波音 : ・騒音低減に係る有効な措置を実施
・現在実施中の計測を稼働後も実施し、公表
・騒音低減されていない場合、原因究明し、有効な措置を実施
- 景 観 : ・風力発電施設の配置等を検討し、有効な措置を実施
- 海 生 生 物 : ・事後調査を行い、重大な影響がある場合、有効な措置を実施

アセス手続きの流れ 29 ~準備書 経産大臣勧告~

H29.7 経済産業大臣勧告

風力発電「十分な説明を」

下関市の安岡沖で計画されている洋上風力発電事業をめぐり、世耕弘成経済産業相は事業者の前田建設工業に「住民等の関係者に丁寧かつ十分な説明を行うこと」と27日付で勧告した。事業の推進を条件付きで容認したもので、反対派の住民団体は反発している。

勧告では、騒音等の低減に有効な措置を実施し、結果を住民や地元自治体に丁寧に説明することを要求。また、風車の配置の再検討や、海生生物について「重大な影響が懸念される場合には有効な措置を実施する

経産相勧告 事業条件付き容認

こと」も求めている。同社は取材に対し、「勧告の指摘を踏まえ更なる環境保全措置などを環境影響評価書に反映させ、住民や関係者にご理解いただけるよう情報発信や説明を行っていく」とコメントした。地元で反対運動を続けている住民団体「安岡沖洋上風力発電建設に反対する会」の新井萬会長は「この勧告内容では建設が進んでしまふ。法的対応も含め、より多くの市民が我々に賛同してもらえようような反対活動を続ける」と話した。

(白石昌幸、山田葉の花)

H29.7.29 朝日新聞

一方、安岡沖洋上風力発電建設に反対する会は28日、市民の理解を得ながら反対活動が続けていくことを確認。新井萬会長(82)は「(勧告の内容は)住民に寄り添ったものであってはなかった」と話した。

前田晋太郎市長は「あまりの例のない厳しい勧告になっているのでは」との認識を示し、「事業者には地元への真摯な対応を求めたい」と述べた。

岡安 関風 下沖

住民に十分説明を

準備書に経産相勧告

下関市安岡沖の灘灘で前田建設工業(東京)が計画している洋上風力発電事業

H29.7.29 山口新聞

告を行った。これまでの環境影響評価の結果などについて、住民ら関係者に丁寧かつ十分に説明することなどを求めている。

準備書によると、同社は安岡沖に4千平方メートルの風力発電施設15基(最大出力6万キロワット)の建設を計画。最短で2020年の稼働を目指している。住宅地と発電施設との距離は最短1・5キロで、健康被害や漁場に及ぼす影響などを懸念する地元住民らが根強い反対運動を展開している。

勧告では、地元自治体の意見を十分勘案し、これまでの措置や今後実施する事後調査、環境監視などの内容を住民らに説明するよう

求めた。同社の事業は国内での先行事例が少ないとして、環境影響評価や環境保全措置などをさらに具体化する際は最新の知見を用いて検討・実施するよう指摘。騒音に関する環境影響が十分低減されていないと判断される場合、有効な措置を実施することなども求めている。

同社は今後、環境影響評価手続きの最終段階となる評価書を作成する。同社の広報担当者は「勧告の指摘を踏まえて計画の見直しを行いたい。住民や関係者に理解いただけるよう情報発信や住民説明をしていく」とコメントした。評価書の作成時期は未定。

手続きを振り返って...

苦勞した点・工夫した点

➤ 住民とのコミュニケーション

- ・ まずは、話を聞く
- ・ 環境影響評価の手續を説明
- ・ 積極的な情報提供

県の立場

アセス制度

に対する理解

➤ 市や国との密な情報共有

- ・ 反対運動の状況など
- ・ 国、県、市のスタンス

早い段階で論点を絞る

➤ 国内外の風力発電アセスの情報収集

- ・ 全国の知事意見（アセス支援ネット）
- ・ 国の検討会の状況把握

経産省：環境審査顧問会（風力部会）

環境省：風力発電施設から発生する

騒音等の評価手法に関する検討会 等

- ・ 海外の事例研究
- ・ 専門家ヒアリング（医学、工学）

準備書勧告後 1 ～地元住民の動き～

反対の会：活動継続

H29.10.9 長周新聞

反対の会 第二ラウンドの開始 国道沿い計画撤回まで継続

安路(横野)沖洋上風力発電に反対する会は七日、下関市横野の国道一九一号線沿いで住民らによる海上風力発電建設反対のアピール行動をおこなった。午前と午後二回に分けておこない、横野町内や安路地区の他の町内から合計三十二人が参加した。

この活動は毎月継続してみでおこなってきたもので、先月の行動で開始から三周年を迎え、述べ八七三十八人が参加している。横野の会の新井真

会長は、行動の初めに集合した住民らに対し、「今のところ前田建設の次の動きは出てきていないが、われわれの活動が緩くなったときに出現する。前田建設があきらめて建設計画を取り下げると、最後まで頑張るまで」と呼びかけた。横野町長は、先月で三周年、今回の行動が四周年の第一回目、第二ラウンド開始だ。もう少し場所を変えてやりたいという意見も出ているので、

夕方は役員会を開いて相談して進めていきたい」と報告した。

行動に参加した住民らは数班に分かれ、横野以外にも安路本町や横江方面の国道沿いに立ち並んでメッセージ入りの横断幕やプラカードなどを手に、沿道から進行するトライパーたちに向け手を振るなどして住民らの反対の意思表示をおこなった。



国道191号線沿いで風力反対のアピール行動をする横野の会(7日)

返り、今後の活動の契機にしきと懇話会を開いた。横野や周辺地域から約一〇〇人が参加して交流した。これから「第二ラウンド」として横野を中心に各地域の住民らで手を組んで活動を広げていくことを確認し、士気を高めている。役員会の

性は「先月の懇話会で、これから第二ラウンドでもあった」ということを横野だけでなく西安路や安路本町の仲間と一緒に話し合えたことが一番良かった。山陽方面でも風力反対の活動を広めていきたい。毎月やってきたこの活動はやめるとなく続け、その他の地域

での活動も増やしていこうという意見もあるの中で、役員の名かどよく話し合えて表現させた」とと意気込みを語っていた。

安路本町から参加した男性は、「いつも横野の人たちと同じ日に行動しているが、集まる場所は違うので交流することがな

い。先月の懇話会ではみんなで食事や飲み会などしながら交流して気持ちを通わすことができた。会の状況がどうなっているのかもよくわかったのだから、これからは横野の人たちと力を合わせて絶対に風力発電建設を阻止しないと決意を固めた」と話していた。

別の参加者は「唐戸の市議会議員が議会で風力賛成の意見をいったとき、一度議会で反対の決議をあげているし、簡単に賛成をいえないはずだが、彼が我慢ができなかったのだと思う。他の議員たちの本心もどうなのかと思う。そろそろここから、私た

ちのこの活動がなくなったら決断もひっくり返ってしまおうと思う。絶対に負けられない」と話していた。

来月からの行動は午前九時から午後九時、それぞれ一時間ずつおこなう。集まる場所は横野の妙光寺町。



準備書勧告後 2 ～地元住民の動き～

H29. 12 反対の会主催の風力講演会

H29.11.6 長周新聞

1週間後に迫る風力講演会

下関・安岡沖洋上風力反対の会が主催

武田恵世氏講師に招き 反対運動の報告も

12日午後二時、シームール四階

下関市の安岡沖洋上風力発電建設に反対する会が主催し、安岡自治会連合会が共催する「下関風車問題講演会」が1週間後の12日に迫るなか、市内各地で参加の呼びかけがなされている。

市内各地で参加呼びかけ

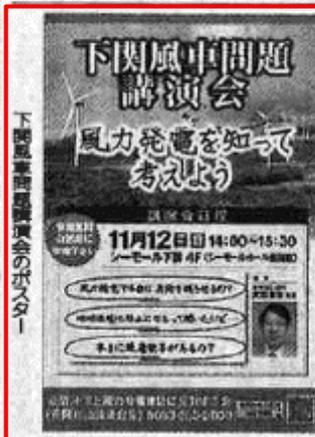
「下関風車問題講演会」に対する会は、二〇一三年末は、三重県の医師で歯学博士の武田恵世氏を講師に招き、低周波音による健康被害をはじめ風力発電が抱える問題点をとりまねて考えようという趣旨でとりくまれる。二〇日(日)午後二時から、J&A下関のシームール下関四階・シームールホールを会場におこなわれる。

反対する会は、武田氏の講演と質疑を中心におくとも、安岡沖洋上風力発電に対する反対運動の経緯について報告する準備を進めている。反

下関風車問題講演会に対する会は、二〇一三年末から反対署名をとり組み始め、現在一〇万二〇〇〇筆が寄せられている。また、四回の風力反対デモ行進をおこなった。うち三回は二〇〇〇人の参加によって市街地を騒がせ、さらには事業者

との間で三つの裁判闘争をたたかっている。これらについて報告をおこなう。

講演会の案内チラシは、安岡自治会連合会が安岡地区の全戸・五四〇〇戸に配布し、綾羅木地区では各自が回収版につけて回している。市内各地で講演会のポスター



下関風車問題講演会のポスター

「が貼り出されている。古見・古見地区では、商店や病院が「安岡の人たちは看板や旗を立てて頑張っている。このあたりでも不安に思っている人は多いが、表面化していない。ポスターを貼って知らせよう」とこのおたりの人はみんな安岡のお医者さんの所で呼びかけられて反対署名をした。これは風車から離れているように離れている。自治会が動けばもっと広がると思う」といっている。古見地区の住民は「豊北町では最初、いいことづくめで説明されて風車を建てたが、近所の酪農家が飼っていた牛の乳がなくなると酪農をやめた。酪農がなくなると酪農には行ってみよう」といっていた。

古見地区の住民は「安岡のお医者さんや自治会の人が一先懸念運動をしていると聞いている。何しろ風車が我家に近すぎて騒音の影響がひどい。ただでさえ水漏れ等の漁業にも影響が出ると思う。このへんでもっと関心を持っていかないといけない」と語った。

2. 山口県における審査事例

(2) 火力発電事業(西沖の山火力)

西沖の山発電所(仮称)新設計画

事業者	山口宇部パワー(株)
計画地	山口県宇部市大字西沖の山
事業の種類	火力発電所(燃料:石炭)
規模	総出力120万kW(60万kW×2基) ※法第1種事業
発電方式	微粉炭火力(超々臨界圧(USC))
稼働	H38年運転開始予定
直近のアセス手続き	H30.9「準備書」提出



対象事業実施区域



アセス手続きの流れ 1 ～配慮書の審査～

H27.3 計画段階環境配慮書 提出

※ 山口県では、配慮書初案件

H27.4 県アセス技術審査会

配慮書1回目の審査会(県)

➢ 事業計画の必要性やCO2排出、温排水による影響等を中心に審議

H27.5 地元市長意見

➢ 国のエネルギー政策や温室効果ガス削減目標を踏まえる必要がある等

H27.5 県アセス技術審査会

配慮書2回目の審査会(県)

アセス手続きの流れ 2

H27. 6

～配慮書への意見～

G7サミット

【国の温室効果ガス削減目標】
2030年度に2013年度比で26%削減

環境大臣意見

- 国のCO2排出削減の目標・計画と整合性を持っていると判断できず、
現段階において、是認しがたい

知事意見

- 国の目標等との整合性が示されていない
**国の意見等を踏まえた上で整合を図り、
必要に応じて事業計画の見直し**



H27.6.13
山口新聞



H27.6.18
山口新聞

アセス手続きの流れ 3 ～ 方法書提出 ～

H27.6 経済産業大臣意見

- 現時点において、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組が構築されていない。
- エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画と併せて、**早期に自主的枠組が構築されるよう発電事業者として努めること**

H27.7 電力業界が「自主的枠組の概要」 「低炭素社会実行計画」 公表

- 環境省 「**公表された自主的枠組には課題がある**」
- H27.8～11の間に提出された法アセス対象の火力発電所に対し、**「現段階において是認することはできない**」旨の意見

H27.11 環境影響評価方法書 提出

H27.12 パリ協定採択

世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする

日本の中期目標

「CO₂：2013年度比で26%削減」

アセス手続きの流れ 4 ～方法書 県知事意見～

H28.1 県アセス技術審査会

方法書1回目の審査会(県)

H28.2 電力業界が「電気事業低炭素社会協議会」設立

- 低炭素社会実行計画等の目標を達成するため、
協議会全体でPDCAサイクルを推進

H28.3 県アセス技術審査会

方法書2回目の審査会(県)

H28.4 知事意見

- 国の温室効果ガスの削減目標等と整合するものとなるよう、実効性ある取組の検討
- 電力業界が策定した「電気事業における低炭素社会実行計画」の目標達成に向けた具体的な仕組み及び内容についても準備書に記載すること。

H28.4 経済産業大臣通知

準備書手続きへ

アセス手続きの流れ 5 ～準備書提出～

H30.10 環境影響評価準備書 提出

現在、「準備書」手続き中

→ 今後、知事意見提出予定

最後に、環境影響評価制度に関する個人的な見解

➤ 規制ではない

事業の可否を判断しない

意見は行政指導で、法的拘束力はない

➤ ベスト追求型

環境基準適合は必要条件だが十分条件ではない

どこまで追求するかは事業者のサジ加減

➤ コミュニケーションツール

信頼関係の構築が最優先

時には法的義務以上の対応が必要